災害時における帰宅者支援に関する協定書

（目的）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と株式会社壱番屋（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援ステーションの設置）

第２条　この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（１）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（効力）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年１２月１７日

甲　北海道
北海道知事　高　橋　はるみ

愛知県一宮市三ツ井六丁目 12 番 23 号
乙　株式会社壱番屋
代表取締役社長　浜　島　俊　哉

災害時における帰宅者支援に関する協定書

（目的）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援ステーションの設置）

第２条　この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（１）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（効力）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年１２月１７日

甲　北海道
北海道知事　高　橋　はるみ

東京都千代田区二番町８番地８
乙　株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役　山　口　俊　郎

災害時における帰宅者支援に関する協定書

（目的）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と株式会社北海道ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援ステーションの設置）

第２条　この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（１）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（効力）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年１２月１７日

甲　北海道
北海道知事　高　橋　はるみ

札幌市白石区流通センター7 丁目 1 番 45 号
乙　株式会社北海道ファミリーマート
代表取締役　西　尾　長　幸

災害時における帰宅者支援に関する協定書

（目的）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と株式会社モスフードサービス（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援ステーションの設置）

第２条　この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（１）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（効力）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年１２月１７日

甲　北海道
北海道知事　高　橋　はるみ

東京都品川区大崎２－１－１
乙　株式会社モスフードサービス
代表取締役社長ＣＥＯ　櫻　田　　厚

災害時における帰宅者支援に関する協定書

（目的）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援ステーションの設置）

第２条　この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（１）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（効力）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年１２月１７日

甲　北海道
北海道知事　高　橋　はるみ

東京都品川区大崎１－１１－２
乙　株式会社ローソン
代表取締役社長ＣＥＯ　新　浪　　剛

災害時における帰宅者支援に関する協定書

（目的）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と株式会社ダスキン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援ステーションの設置）

第２条　この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されているミスタードーナツ店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第３条　甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（１）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

３　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

２　甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年１回２月１日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　第５条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（効力）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年１１月　１　日

甲　北海道
北海道知事　高橋　はるみ

乙　大阪府吹田市豊津町１番３３号
株式会社ダスキン
代表取締役社長　山村　輝治